

## 生活道路後退用地整備事前協議書

年 月 日

(あて先)前橋市長

使用者 住所  
 氏名  
 電話  
  
 土地所有者 〒  
 住所  
 氏名  
 電話

①

前橋市生活道路後退用地整備要綱第5条第2項の規定により、後退用地等について協議します。

代理者 住所 氏名	担当： 電話
協議 対象 地	敷地の所在 前橋市 町
	権利関係 抵当権： <input type="checkbox"/> 有(予定含) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他の権利( )
	隣接道路の種別 <input type="checkbox"/> 公道(市道認定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 認定幅員 m
	現状幅員 m
	後退用地等の形状 長さ m 幅 ~ m 面積 m <sup>2</sup>
	官民境界確定の有無 <input type="checkbox"/> 確定 <input type="checkbox"/> 未確定 年 月 日実施
完成予定 建物： 年 月頃 外構： 年 月頃	

②

③

※以下記入不要(受付時に市担当者が記入します)

協議 内容	後退方法 <input type="checkbox"/> 中心後退 <input type="checkbox"/> 一方後退( <input type="checkbox"/> 水路含む <input type="checkbox"/> 水路含まない <input type="checkbox"/> その他)
	支障物の有無・撤去予定 <input type="checkbox"/> 有(内容： ) (撤去予定： 月頃) <input type="checkbox"/> 無
	自主後退の有無・境界明示 <input type="checkbox"/> 有(境界明示方法： ) <input type="checkbox"/> 無
	道路との高低差 <input type="checkbox"/> 有(後退用地0として道路まで+・- m) <input type="checkbox"/> 無
	舗装整備の有無(予定) <input type="checkbox"/> 有(元道舗装済) <input type="checkbox"/> 無(元道未舗装、狭小等)
	後退用地の帰属 <input type="checkbox"/> 寄附(※自主管理 <input type="checkbox"/> 可(狭小の場合等)) <input type="checkbox"/> 土地使用承諾
寄附奨励金支給 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	

④

受付欄	添付書類
	1 案内図 2 公図の写し 3 土地の全部事項証明書 4 実測図又は配置図等(後退杭の設置点を記入したもの) 5 委任状 6 後退用地寄附に伴う道路境界確定に関する誓約書(寄附の場合) 7 その他市長が必要とするもの

## 記載方法

- ①・『使用者』は**建物**の所有者です。『土地所有者』と同じ場合は土地所有者の部分は同上で構いません。
- ・印は不要です。
- ②・使用者、所有者以外の方が生活道路後退用地整備事業の手続きを代理で行う場合は、代理者名等を記入してください。なお、市担当者から連絡を取る場合、代理者の担当者の方へ連絡することになりますので、担当者名も必ず記入してください。また、委任状の添付もお願いします。
- ③・『敷地の所在』には、該当敷地の地番を記入してください。添付書類3の土地の全部事項証明書に記載のとおり書いてください。
- ・『権利関係』には、抵当権の有無を記入してください。設定予定の場合も有にチェックをしてください。抵当権以外の権利があれば、その他の欄に記入してください。
  - ・『隣接道路の種別』は道路管理課で確認できます。最新の情報を確認して記入してください。
  - ・『後退用地等の形状』には、長さ・幅・面積を計算して記入してください。概算でも構いません。
  - ・『官民境界確定の有無』は道路との官民境界確定についてです。可能であれば、境界確定書の写しを添付してください。
- ④**※市の担当者が提出時に確認しますので、記入は不要です。**窓口で聞き取りいたします。
- ※『支障物の有無・撤去予定』は柵やブロック塀等支障物の有無を確認します。有る場合、寄附受入には撤去・移設が必要ですので、予定等を検討しておいてください。
  - ※『自主後退の有無・境界明示』とは、2項道路の後退よりさらに自主的に後退する部分があるかどうかです。ある場合は、官民境界を明示する必要があるため、方法を検討しておいてください。(例：地先境界ブロック etc)
  - ※『道路との高低差』があると、寄附受入できないことがあります。敷地の地盤面が高い場合は、土留めの擁壁やブロックなどで道路となる部分に土砂等が流れてこない対策を計画してください。敷地の地盤面が低い場合は後退用地が既存道路面と同じ高さになるような計画をしてください。
  - ※『舗装整備の有無(予定)』は元道が舗装されている場合、舗装整備を行うこととなりますが、「後退部分が狭小である」「縁石などの段差がある」といった場所では舗装整備ができない場合があります。現地確認や測量などの後に判断いたします。また、元道が未舗装の場合、舗装は行いません。
  - ※『後退用地の帰属』は寄附か使用承諾です。寄附は、場合によって自主管理になることがあります。狭小地や、縁石の上など、自主管理となる場合があります。

# 後退用地寄附に伴う道路境界確定に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先) 前橋市長

①

使用 者 住所

氏名

土地所有者 住所

氏名

私は、前橋市生活道路後退用地整備要綱第5条の規定により、後退道路用地整備の事前協議の申し出を行いますが、今後道路との境界が確定し、建築物に属する門、塀等が道路内（建築基準法第42条第2項により道路とみなされた部分）に突出することが判明した場合は、寄附申請に先立ち早急に是正します。

②

記

前橋市

町

#### 記載方法

- ①・『使用者』は**建物**の所有者です。『土地所有者』と同じ場合は土地所有者の部分は同上で構いません。
  - ・印は不要です。
  
- ②・該当敷地の地番を記入してください。生活道路後退用地整備事前協議書添付書類3の土地の全部事項証明書に記載のとおり書いてください。